

高田京比子著

『中世ヴェネツィアの家族と権力』

藤内哲也

評書

都市ごとに細分化される傾向の強い中世イタリア史研究において、ヴェネツィア史はとりわけその独自性が強調され、貴族共和政体による政治的、社会的な安定を強調する「ヴェネツィア神話」が歴史研究に大きな影響を与えてきた。しかしながら、中世イタリア都市史を志してヴェネツィア史の道を選んだ著者は、こうした「ヴェネツィア特殊史観」を拒絶する。「ヴェネツィア都市社会史を研究対象とするが故の激しい孤独感・孤立感」（『地中海学会月報』四〇六、二〇一八年一月、七頁）にさいなまれていたという著者は、一九七〇年代以降本格化し、日本でも業績が重ねられつつあった家族史研究を切り口として、ヴェネツィア史をイタリア中世都市史の地平に位置づけようと努力してきた。その成果は、本書の基盤をなす著者の課程博士論文として結実したが、その後著者の関心は家族史から離れていく。しかしながら、政体の差異にかかわらず、一定の領域を有する複合的な地域国家の形成や、権力の集中と制度的安定に基づく効率的な統治の出現といった「国家的」な統治技法の成立と変容の過程に着目し、都市市民

の日常的な実践を通じて法や制度を問い直す政治史や法制史の新たな視座を得た著者は、家の戦略や実践の具体的なかたちとしての嫁資や相続と、それらをめぐる法や制度の変容から、家と都市権力との相互作用を考察する家族史研究へと回帰した。そして、熟成した課程博士論文の上に新しい研究成果を積み重ねて成立した本書では、史料が豊富なヴェネツィアはケース・スタディの素材として位置づけられ、その成果を通じて中世イタリア都市における権力と家族と親族との関係性が粗上に載せられるのである。以下では、まず本書の構成にしたがって各章の内容を紹介し、個別的な疑問点に触れたうえで、本書全体の意義や課題を述べることにしたい。ただし、評者の専門領域が近世ヴェネツィア史であることから、本書評は原則としてヴェネツィア史、とりわけ本書の対象となる一三—一四世紀を後の時代から振り返るような視点からの講評となることをあらかじめ断りしておきたい。

さて、先述のような課題を提示した序論に続く本論部分は、それぞれ四章ずつで構成される「第一部 一三世紀ヴェネツィアの家族生活」と「第二部 権力の変化と家・親族」に分割されている。そして、第一部冒頭の「第一章 中世イタリア都市の家族史とヴェネツィア」では、一九七〇年代から活発化した中近世イタリア都市に関する家族史研究の流れを概観し、一三—一四世紀の社会や制度の変化を財産や女性といった家族や親族の視点から検討すること、とくに第一部ではこれまであまり考察されてこなかった一三世紀を対象とすることが確認される。

「第二章 家族生活の枠組み——都市条例とその社会的背景——」では、他のイタリア都市と比べて相対的に女性の法的自立性や財

産権が保証されていたとされるヴェネツィアの二三世紀の都市条例を取り上げ、相続や結婚、女性、とくに無遺言相続に関する規定とその変化に着目する。その結果、無遺言相続規定にみられる女性の財産権は次第に制約され、不動産相続からの女性の排除や寡婦の権利縮小がみられる一方、結婚に際して持参した嫁資の返還請求権はあらゆる債権者に優先して保証され、相続人や債権者としての女性の財産権が保護されるとともに、その権利が具体的な金額として明示され、効率的な資産投資が可能となったことが明らかにされる。こうした変化の背景として指摘されるのは、ヴェネツィアの東地中海進出である。ヴェネツィア富裕層の家においては、成員が東地中海各地に拡散することで、親族内での土地や相続財産の継承にはあまり固執せず、女性の相続権を抑制する動機が減退した。また、流入人口の増大により不動産投資が活発化した都市では、個人による財産投資、とりわけ留守を預かる女性による不動産売買などの法的行為が保証された結果、相対的に高い女性の財産権や法的自立性が認められたという。

都市条例をめぐる著者の精緻な分析は説得的であり、とりわけその修正箇所に着目することで女性の相続や嫁資をめぐる時間的な変化を読み取る視点は奏功している。しかしながら、女性の嫁資や相続の問題が家の経済的、社会的な継承において重要であるとはいえ、それをもって「家族生活の枠組み」とすること、また無遺言相続が相続の一般原則を規定するとしても、遺言に基づく相続、すなわち個々の家の事情を反映した戦略的な財産継承と同列に論じることの妥当性にはやや疑問が残った。さらに、東地中海における経済活動の活発化が家の相続戦略や女性の役割の変化

の背景をなすという指摘は、それともなう一三世紀ヴェネツィア都市社会や支配層・富裕層の変化の実相が説明されないために、いささか説得力を欠くように感じられた。

「第三章 家族生活の実態——ヴィアロ家の人々」は、サン・マッテオ・デイ・マッゾルボ修道院伝来の羊皮紙群を史料として、一三世紀ヴェネツィアの支配層に属するヴィアロ家の相続や嫁資の実態について分析する。一二世紀後半に台頭し、一三世紀初頭に支配層の一員としての地位を確立したヴィアロ家は、地中海商業に従事してクレタ入植に参加するとともに、後背地での不動産購入を行うなど、当時のヴェネツィア支配層の典型ともいえる経済活動を展開した。不動産相続においては父から息子、または兄弟や甥への男系的な継承が図られる一方、嫁資交渉に女性成員が積極的に関与し、他家に嫁いだ成員を含む女性親族間の活発な交流がみられるなど、日常の家族生活で女性が活躍し、一定の発言力を有していた。ヴィアロ家では、ピエトロの亡妻の財産をめぐって、ピエトロと息子たちの間で対立が生じ、父権免除に至るが、それは経済的意味合いが強く、父子関係の断絶を意味しない。ここから看取されるのは、家における妻⇨母の財産の重要性であり、女性を含めた成員の財産に対する鋭い感覚である。また、各成員の多様な利害はときに対立し、家族の法的、経済的な自立性や共同性を優先した結果として家長権が制約される場合もあったこと、日常的な家族生活において機能する親族集団は血族、姻族を問わず、いとこ程度の比較的狭い範囲に限定され、そのなかでの交流はきわめて活発であった反面、家名を共有する親族集団全体の凝集力はあまり強くなかったことが指摘される。

一次史料から復元されるヴィアロ家の経済活動や家族生活の実態は、実証性が高く、説得的だが、都市支配層の一員であるとともに「中層に属す標準的な家」とされるヴィアロ家の位置づけは曖昧である。これは、一三世紀ヴェネツィアの都市支配層の実態ととりわけ一二世紀から急速に社会的上昇を遂げた新興集団と旧来の支配層との関係などが不明確であることも一因であろう。また、嫁資交渉において活発な活動を展開した女性には、妻・母の財産をめぐる父子対立に際してはまったく言及されないが、女性の活動領域や役割にはなんらかの特徴や制約があったのだろうか。

「第四章 家族生活の展開——サン・マルコ財務官と都市民の相続戦略」では、サン・マルコ財務官の文書群に含まれる遺言書の分析を通じて、生活実践からみた一三世紀ムーネの制度的発展のメカニズムについて検討される。ヴェネツィアの宗教生活の中心をなすサン・マルコ教会の財産管理を担うサン・マルコ財務官は、ムーネ財政と結びついて没収財産や戦利品の管理を担う一方、上層市民から公平で長期的な運用が可能な遺言執行人として指名され、遺産の管理や活用を委ねられるようになった。とりわけ一二五〇年代には、サン・マルコ財務官に不動産の管理を委ね、その賃貸料収入によって永遠の喜捨を行うことが遺言者から依頼され、六〇年代になると東地中海商業の停滞を背景に委託財産の投資活動が開始されるなど、サン・マルコ財務官の機能は都市民の要求との相互作用によって拡大され、そこに「遺言による財産管理を通じて都市民と公的機関との密接な共生関係」（一三三頁）が看取されるのである。

家族史や社会史の視点から、日常生活で生じる都市民の「下か

ら」の要求が、上層市民を中心とした自治に基づくムーネの制度的発展を促すという視点と分析はきわめて有効である。ただ、ムーネから給与を支給されるサン・マルコ財務官の都市政府内の位置づけや職務の全体像、統制下にある官僚組織などについてあまり説明されないため、これをムーネ制度の典型的な官職とみなすことには疑問も残る。都市行政の他の領域でも同様の現象がみられたのだろうか。

続いて「第Ⅱ部 権力の変化と家・家族」に移ろう。まず「第五章 一三一—一四世紀のイタリア諸都市の変化とヴェネツィア」では、冒頭で述べたようなイタリア諸都市における政治制度の変化について、「ムーネの危機」からより安定した「国家的」体制への変化と捉え、それを支える制度の形成や紛争行為者の戦略に着目する新たな研究動向が紹介される一方、権力や制度との相互作用に着目する家族史の展開と成果についてまとめられる。こうした観点は、貴族身分とそれに基づく共和政体の確立によって相対的な安定が強調されてきたヴェネツィアにも応用され、貴族の家を基盤とする制度の確立や家意識といった第Ⅱ部の課題が示されている。

「第六章 親族と制度の相互作用——評議会・反乱・統治技法」は、そうした視点から一三世紀末以降のヴェネツィア支配層の変化を取り上げる。ヴェネツィア史上の重要な画期のひとつは、大評議会の成員資格を特定の家に固定化し、世襲的な法的身分としての貴族階級の成立を促した「セッラータ」と呼ばれる事象であるが、著者は一三世紀中葉以降の親族に関する評議会規定によって、四親等内の血族と二親等内の姻族という政治的、経済的な

利害関係を共有する親族の範囲が明確に画定された結果、その範囲を越えて家名を共有する男系出自集団としての親族全体の凝集力は相対的に弱かったことを明らかにする。また、親族の利害は世襲原則を導入したセツラータによって評議会制度に反映される反面、評議会での評決における親族排除規定など、自己規制される面もあった。こうした現象は、男系意識を強化しつつあった有力貴族の反感を買い、クエリーニ・ティエポロの反乱を誘発したが、反乱に加わった親族の範囲は限定的であり、紋章の変更や十人会からの排除など、反乱後の処罰には家全体に関わるものが含まれるものの、財産没収の対象者は慎重に選定され、不参加の親族や姉妹の権利は保証された。しかも、反乱が失敗したことによって、血統に基づく男系親族集団形成の芽が摘まれたのである。

このように、血族全体の凝集力が弱く、その利害が評議会制度によって規制されているヴェネツィアの親族集団は、経済的理由から給与を目的とした役職の付与などの「恩恵」を政府に求めた。対等な家による共同体としての「コムーネ」は、ここで恩恵を与える主体としての「ドミニウム」、すなわち支配や保護をおこなう「国家的」な政治構造へと変容し、家と「国家」との非対称な関係が形成されるのである。

支配層を形成する家の要求に基づく恩恵の付与に対応した「国家的」な政治構造の出現は、第四章のサン・マルコ財務官の事例と同じく、家と権力の相互作用の具体例であり、こうしたプロセスが一二世紀末以降の変革期にも継続していたことを示す。とはいえ、その画期をなすセツラータや「国家」の形成に至る政治的、経済的、社会的な背景や、「商人の家」と「男系意識を強化しつ

つある家」がいつ、どのように分化するのかについてはあまり説明されない。また、反乱に関与した家全体に対する処罰は「観念的なレヴェル」にとどまるとされる一方、禁止された紋章への愛着なども指摘され、実態的な親族の範囲とは異なる家意識をみることも可能であるように思われるが、それについて論じるのが「第七章 家意識と貴族アイデンティティ——都市年代記付属の家リスト」である。

ここでは、フィレンツェ商人のように覚書を残さなかったヴェネツィア貴族の家意識について、都市年代記に付された家リストを史料として考察される。家名のみを記した一覧が原型であったと思われる家リストは、一四世紀の現実に合わせて情報量が増加し、セツラータ以後は貴族身分と関連づけて記述された。リストの内容を、家名・出身地・トリブヌス（ビザンツ支配期の地域権力者）出自、性質、紋章などの記述に着目して分析した著者は、ヴェネツィア貴族の家意識が家系の範囲や祖先との明確なつながりを欠く漠然としたものであり、個々の家の歴史が貴族や都市の歴史と相互浸透することで集団的な叙述に回収され、貴族や「国家」のアイデンティティと一体化することを指摘する。とはいえ、たとえばトリブヌス出自は古くから有力な特定の家にのみ記述される点からすれば、貴族としての一体性のみならず、家ごとの差異化や序列化が図られる側面はないのだろうか。

本論部分の末尾を飾る「第八章 家族生活と都市権力——家産のゆくえ」では、女性の財産遺贈が他家に嫁いだ姉妹などを含む婚家と実家の親族になされるとともに、嫁資以外の財産を女性が自由に処分することが可能であったために、一四世紀に高騰した

嫁資に対する母からの援助が増大すること、また一四世紀後半から女性の富が嫁資に集中することで、婚家による統制が可能な資産に転化していくことが明示された。さらに、ヴェネツィア政府はサン・マルコ財務官に預託されていた嫁資返還のための拘束財産を利用することで嫁資を管理し、その運用益を吸収して、利害の異なる夫と妻、実家と婚家の緩衝材として機能することとなった。これによって家と都市政府の「共生関係」が終焉し、ここに嫁資や相続を通じて都市権力が家族に介入する「より国家的体制への道程」(二六六頁)が見出せるという。しかし、こうした過程で家の利害を優先する家長とそれを抑制する政府の構成員としての立場をあわせ持つ男性貴族のなかで、矛盾や対立は生じなかったのだろうか。

以上のような考察を踏まえ、結論では、大評議会の参加資格が法的に明確化されて制度が安定する一方、その資格を独占した貴族の集団的なアイデンティティと密接に結びつく形で個々の家意識が形成されるとともに、恩恵の付与などに端的に示される新たな統治技法による保護者としての立場を都市権力が獲得すること、「コミュニネ」からより「国家的な体制」へと転換したこと、すなわちヴェネツィア貴族共和制が一三—一四世紀の特徴的な親族と制度の相互作用のなかから生成したことが確認される。そうした意味において、本書が着目した家族生活に関わる実践や言説は、都市国家の制度や権力の変化を観察し、家や家族と都市権力の相互依存関係を照射するための絶好の視座を提供しているのである。

以上のように、二〇世紀後半に発展した家族史や女性史と、近年の新しい政治史や法制史の観点を融合して、一三—一四世紀ヴェネツィアの支配層・貴族を対象に、本書は家の戦略や実践と都市権力との相互作用やその変容の過程を具体的に描き出してきた。その際に強く意識されるのは、こうした成果をイタリア中世都市史の文脈にしっかりと位置づけることであり、だからこそ序章や第一章、第五章においてヴェネツィア史のみならずイタリア中世都市史全体の研究史が詳述されるのである。本書の最大の意義は、明確な問題意識に支えられた広い射程のなかに自己の研究成果をしっかりと位置づける点にあり、こうした著者の観点や姿勢には評者も強く同意する。

しかしながら、そうした横軸としてのイタリア中世都市史の文脈が強調される反面、縦軸としてのヴェネツィア史に関する通史的な叙述や伝統的な課題についての説明が過度に抑制されているように感じるのは、評者がヴェネツィア史を専門とするためだけではないだろう。そして、一三—一四世紀のヴェネツィア史の展開について説明が十分ではないために、たとえば第二章でのヴェネツィア商人の海外進出と女性の財産権の関係のように、社会背景の叙述や分析と本書での成果とがうまく接合せず、ともすれば図式的な説明に感じられてしまう点も少なくないのである。

とりわけ顕著なのは、本書の主対象である貴族層を論じる場合である。たとえば、貴族層の形成期としての一三世紀には、従来の伝統的な支配層に加え、海外貿易などを通じて新興勢力が台頭し、その結果としてセッラータに至るが、両者の間にはどのような共通点や相違点があり、第二章の主人公として「支配層」に属

する「中層」のヴァイロ家は、はたしてどちらの集団を代表しているのか。セッラータを通じて貴族身分に統合される両者の対立や融合の過程はどのようなものだったのか。第七章で論じられた家意識における「古さ」の強調は、新興層に対する差異化の試みなのか、あるいは新興層による同化の表れなのか。緊密な関係を維持する比較的狭い範囲の親族構造は、双方の集団の現実と合致しているのか。それとも、第六章で扱われたクエリーニ・ティエポロの反乱に示されるように、異なる意識や親族構造を持つ家が存在するのか——こうした点については、一三——一四世紀ヴェネツィアの政治や経済、社会についての全体像がつかめないために、明確なイメージを描くことは難しい。そのため、権力が「コムーネ」から国家的な政治構造としての「ドミニウム」へと変容し、家と国家が垂直的な関係に変化するといわれても、その成果をフイードバックさせて、一三——一四世紀のヴェネツィア史像がどのように描き直され、それがイタリア中世都市史の文脈においてどのように位置づけられるのか、いまひとつ判然としないのである。さらに本書では、個々の家意識が貴族身分と結合するとされる第七章に典型的に示されるように、支配層たる貴族の一体性が強調される傾向が強い。たしかにヴェネツィアでは、他のイタリア都市にみられる教皇派と皇帝派のような党派対立は免れていたが、従来の研究ではそれに代わる多様な集団間の対抗関係が指摘されてきた。先に述べたように、クエリーニ・ティエポロの反乱の要因やトリブヌス出自の強調は、そうした貴族内の実態的な相違や差異化を求める心性の表れとみることができただろうが、にもかかわらずヴェネツィアの支配層が貴族という法的身分として確

立されるのは、対立する個々の家や集団の多様な利害がどのように調整され、法や政治構造に反映されてきた結果なのか。本書にはそうした点についての説明が不足している印象は否めない。

このように、禁欲的なまでにヴェネツィア史に関する説明が省略される背景には、ヴェネツィア特殊史観に対する著者の「アレギー反応」があるのかもしれない。しかしながら、イタリア中世都市史とヴェネツィア史の視座は両立しないのだろうか。フィレンツェであれヴェネツィアであれ、あるいは他の中小都市であれ、さまざまな事象は各都市に固有の政治的、経済的、社会的な文脈のなかで展開され、それを俯瞰して眺めることによって共通性や相違点がみえてくるはずである。もちろん、そうした点は著者も十分に理解していると思われるが、横軸としてのイタリア中世都市史と縦軸としてのヴェネツィア史のバランスに偏りがあることで、本書の成果や結論がいささか説得力を減じているように感じてしまうのも正直な感想である。

とはいえ、こうした疑問や批判——そこには評者の誤解や誤読に基づいた外れな指摘が多く含まれようが、その点は著者や読者のご寛恕を乞いたい——が、本書の価値や魅力を損なうことは決してない。むしろ、繰り返してきたように、家族史や女性史と政治史や法制史の新たな視角を交錯させ、一次史料を丹念に読み解きながら、手薄であった一三世紀の家と権力のあり方を明らかにし、一四世紀における両者の関係性の変化を検証することで、ヴェネツィア史研究をより広い射程のなかで問い直すという著者の目的と成果は、高く評価されるべきである。そうした意味において、本書が中世イタリア都市社会について学ぶための必読文献

のリストに加えられることに疑問の余地はない。

(A5判 三三六頁 二〇一七年二月 京都大学学術出版会

四一〇〇円＋税)

(鹿児島大学学術研究院法文教育学域法文学系教授)